

令和5年5月8日

生徒及び保護者の皆さまへ

東京都立大崎高等学校長
鶴田 秀樹

新型コロナウイルス感染症について

日頃より、本校教育活動への御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、学校における新型コロナウイルス感染症防止対策について、感染法上の位置付けが5月8日より2類から5類に変更されることに伴い、これまでの感染防止対策の対応が次の通りとなりますので、よろしく願いいたします。

記

1 5月8日(月)より変更

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発症した翌日から5日を経過し、かつ、症状軽快後1日経過するまでが出席停止期間となります。なお、10日を経過するまではウイルスを排出している可能性があるためマスクを着用して感染を広めない配慮をお願いいたします。
- (2) 無症状で感染が判明した場合、検査日翌日より5日間が出席停止となります。
- (3) 家族に感染者がいる場合も、本人が無症状であれば登校できます。

2 その他

- (1) 登校前の自宅での健康チェック（検温）をお願いいたします。
- (2) 教育活動を変更する際は、学校ホームページに掲載いたします。
- (3) 御不明な点は、副校長までお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都立大崎高等学校全日制課程
副校長 伊藤 好弘
電話 03-3786-3355